

## 平成27年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 9月17日〔木曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第4号 平成27年度農地パトロール実施要領の制定について

## ○局長

おはようございます。

それではただいまより9月の定例総会を開催いたします。開催に際しまして、会長に挨拶をお願いしまして、引続き議事の進行をお願いいたします。

## ○会長

皆様おはようございます。

つい最近まで暑い暑いと言っていたのですが、このところ急に涼しくなりまして、それどころか朝晩は肌寒く感じるようになってきました。とはいいいながらも、南国特有で日中はまだまだ暑い日が続くことだろうと思います。

農家では、早いところではもう青果用の芋また焼酎用の芋の収穫が始まっているようです。また、もうちょっとすると豆類の植え付け等が始まるんじゃないかと思います。

皆さんもこれからますます多忙になる時期かと思えます。体調管理には十分気をつけていただきたいと思えます。また、農業者年金の研修会お疲れさまでした。

ところでいよいよ改正農業委員会法が8月28日の参院本会議で可決成立をされ、来年4月1日施行となります。1951年発足以来、組織制度の転換を迎えることとなります。実施的な農業委員定数等に関する政令省令については、10月中旬閣議決定を経て公布をされる見込みです。農業会議においても内容がわかり次第情報提供することでした。今回の一連の法改正については、政府は、農業所得の増大のためと説明をしておりますが、是非そうなっていただきたいと思えます。

## ○議長

それでは、ただいまより9月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

議事録署名委員には8番の日笠山委員と、9番日高委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番です。榕城小牧野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積962平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。伊関柳原地区です。台帳地目畑、現況地目畑・原野の2筆で、合計面積1,063平米を贈与により所有権移転するものです

現況原野の農地については、許可後に整備を行い、耕作を行うとのことで3条申請を行っております。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1について報告します。

譲渡人、譲受人、双方確認の結果、何ら間違いございませんでした。なお、譲渡人は記載のとおり、福岡県在住で電話によって確認をとりました。現地は、でん粉用甘藷を栽培しております。栽培管理もなされており、雑草もなく整備された圃場でした。

双方確認いたしました、何ら問題ないと思います。

以上です。

○12番委員

はい、12番です。2番について説明をいたします。

親から子への贈与であります。先ほど事務局の方より説明がございましたように、原野となっておりますが、15日に現地調査をしまして、栗、梅、す桃とかを栽培しております、果樹園なのかなと思ったところであります。

下払い等もなされており、何ら問題ないと思っております。

以上です。

○議長

はい。ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明及び報告がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手をもってお願いします。

○7番委員

7番です。番号1の譲渡人と譲受人の関係はわかりますか。

○2番委員

そのことについては確認しておりません。

○議長

事務局の方はどうですか。

○事務局

事務局としても把握しておりませんが、これについては特に親子関係でなければ贈与ができないということではありませんので、特に問題はないと判断いたします。

○7番委員

はい、わかりました。

○議長

他にありませんか。

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

議案第1号の1番から2番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番2番について、原案どおり許可することに決定いたします

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は2ページです。

1番です。榕城上之原町、城地区です。台帳地目は田・畑ですが、平成7年6月頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。榕城小牧地区です。台帳地目は畑ですが、平成5年4月30日から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

3ページをお開き下さい。

3番です。下西池野地区です。台帳地目は田ですが、平成8年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準3（ウ）に基づいた申請です。

4番です。下西上石寺地区です。台帳地目は田・畑ですが、昭和63年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。この申請地は平成26年4月頃に非農地証明の手続きを経ないまま人為的に手を加えた土地ではありますが、交付基準3（イ）に基づき申請を行っております。この交付基準に基づき、顛末書及び2以上の農家からの聞き取りにより人為的に手を加える前から明らかに荒廃地であったことの実事確認書の提出がなされています。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについては昨日、現地調査が行われております。昨日は何とか雨も大降りせずによかったと思います。調査委員の皆さんはお疲れさまでございました。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

はい、非農地証明願いについて報告します。

昨日、3番委員及び私と事務局により現地調査を行いました。

始めに1番についてです。

西之表市西之表字開の3筆です。台帳は3筆とも田でございしますが、現況は、山林になっておりました。

それから西之表字城之上台帳は畑ですが、現況は山林でした。また、西之表字檜山台帳畑ですが、現況は山林でした。

調査員及び事務局確認のもと、非農地として合意をみております。

それから2番です。

これは事務局から報告がありましたように先月から継続している案件ですが、面積が165平米で小牧地区の土地です。

現況は、住宅の庭でコンクリートを打設しておりまして、農地ではないということで、非農地として認めていいという結論に至ったところであります。

続いて3番です。

西之表下西地区でございしますが、山の法面のわずかなスペースで、土壌も石交じりで農地として耕作ができる状態ではありませんしたので、これも非農地として認めていいということで合意を見ております。

それから、4番ですけれど、西之表字黒石平台帳田ですが、現況は雑種地でございします。西之表字尻尖、台帳畑、現況は雑種地となっておりますが、これは事務局から報告がありましたように、事前着手していたということで顛末書とそれから事実証明として、隣接農家の事実確認書が提出されております。

そのため許可なくやったことに対しては書類も出されておりますが、申請人には、口頭で注意指導いたしたところであります。

現地は、石交土で耕作ができない状態であり、非農地として認めるべきという結論に至ったところです。

以上です。

○議長

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。3番、4番について、説明いたします。

ただいま、調査委員長が、詳しく説明したとおりでございます。

特に、4番につきましては、許可前に手を加えたということで、注意指導を行ったところでありますが、皆さんの御理解の程よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

4番についてですが、この土地は土壌も悪いのですか。

○2番委員

はい、小石が混入しており状態は悪いです。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長また担当委員の方から説明がありました。

質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありました。それではないようですので採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1番から4番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番から4番については、非農地として承認することと致します。

○議長

続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年10月1日から平成32年9月30日の5年間、地目畑、面積2,216平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年1月1日から平成37年12月31日の10年間、地目畑、面積1,985平米、内更新分1,985平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-4ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成27年9月24日に所有権を移転するものです。地目畑、面積600平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

只今、事務局のほうより説明がありました。

始めに「利用権の設定について」を審議いたします。

整理番号1番2番について、順次、担当委員の説明をお願いします。

○1番委員

1番です。農用地利用集積計画利用権の設定、整理番号1番について報告いたします。

利用権の設定をする方については9月11日、電話で確認をいたしました。設定を受ける方については、さとうきびの専業農家で、12日に現地立会のもと、現地確認と調査表に基づき、聞き取り調査を行い、申請どおり間違いがないことを確認いたしました。

今回借りる畑2筆については、きび作の拡大を図るとのことでありました。

以上であります。

○2番委員

2番です。整理番号2について報告します。

利用権を設定する方、設定を受ける方、双方に確認しまして間違いがないということでした。現地は横山地区の基盤整備圃場で、畑かんのついた圃場でございました。現地はさとうきびが栽培されておりまして、肥培管理も適切になされておりました。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたが、他に質疑はないようですので採決をいたします。

利用権の設定1番2番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので利用権の設定1番2番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして所有権の移転について審議します。

整理番号1番につきまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1について報告します。

所有権を移転する方は、年齢も100歳という高齢で、甥御さんに確認をとりました。移転を受ける方は小牧野地区の認定農家でありまして、現地は春ソバを栽培した圃場でありまして収穫後は何も栽培していなく、雑草が茂っている状態の畑でございます。

所有権を受ける方は、和牛繁殖農家でありまして、この農地には牧草を栽培するというものでございました。

双方確認しましたが、間違いございませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、所有権の移転について、質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、異議なしの声がありました。

それではないようですので採決をいたします。

○2番委員

採決の前に添付資料の2の5ページについて追加の報告をしたいと思います。

2の5ページの3筆目と4筆目ですけど、利用状況が耕作となっておりますが、これは耕作してなくて休耕している圃場です。

以上です。

○議長

移転する方について、事務局は説明がありますか。

○事務局

申請時には、申請人より耕作しているという説明でした。しかし、昨日2番委員よりその報告を受けましたが、今後耕作するという見込みがあるということでしたので、すべてを効率的に耕作していくため、今現在は不耕作であっても、近い将来、1年以内とかに耕作を再開するという見込みがあれば、許可の対象となるのではないかと考えております。

○議長

はい、わかりました。

以上のことを考慮して所有権の移転1番について、原案通り承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番につきましては、原案どおり承認をし、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「議案第4号平成27年度農地パトロール実施要領の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「平成27年度農地パトロール実施要領の制定について」を説明いたします。

資料は4ページです。実施要領については、昨年の実施内容に比べ大きな変更はあり



ません。

第1条は、目的として農地パトロールについて定めております。

第2条第1項は、10月から2月までをパトロール月間とし、特に10月から12月を強化月間とすることを定めております。

同条第2項は10月20日を調査員全員による合同パトロールの実施日として定めております。

第3条は、農地パトロールの実施内容について、主な調査1号から4号について定めております。

第4条は、関係者への農地パトロール月間の広報について定めております。

第5条は、その他必要な事項は会長の定めによることとしております。

最後に附則としましてこの要領は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までと定めております。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございます。

これについて質疑のある方はありませんか。

○議長

はい、異議なしの声がありました。他にないようですので、採決をしたいと思います。

「平成27年度農地パトロール実施要領の制定について」原案どおり承認する方の举手をお願いします。


○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第4号につきましては、原案通り承認することとします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

平成27年9月17日

会 長 脇 田 峰 生 

8 番 委 員 日 笠 山 隆 

9 番 委 員 日 高 弘 三 